

令和7年1月15日

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市国民健康保険運営協議会
会長 玉 置 幸 哉



犬山市国民健康保険税の税率改定について（答申）

令和6年8月19日付けで諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

答 申

本年度の協議会では、昨年度までの結論である、

- ① 保険税負担の上昇を抑えるため、国民健康保険事業基金で賄えない財源不足分については、期間を限り一般財源から補填する。
- ② 応能応益割合については、概ね1対1の割合を保つ。
- ③ 賦課限度額は、地方税法改正後、ただちに改定する。

の3点を土台としつつ、税率について、改めて議論を重ねてきたが、昨年度の枠組みを堅持しつつ、新たに示された数値を基にした協議結果に基づき、下記の4点を基本として税率等を改定するように答申する。

記

1. 令和7年度の税率改定においては、全体の課税総額を6%引き上げる。
2. 令和6年度から10年度までの5年間に限り、国民健康保険事業基金に加え、市一般財源により不足額を補うことにより、激変緩和施策を実施し、財政運営が安定するところまで段階的に保険税負担を引き上げる。
3. 賦課限度額は、法定限度額とする。税制改正等により法定の賦課限度額が改定された場合についても、速やかに改定する。
4. 応能応益割合については、中間所得者層への負担増を緩和する目的で、概ね「応能：応益＝1：1」とする。

<税率等の改定参考値>

税区分		所得割	均等割額	平等割額	賦課限度額
基礎課税 (医療)分	改定前	7.25%	29,280円	23,800円	650,000円
	改定後	7.70%	32,760円	23,800円	650,000円
後期高齢者 支援分	改定前	2.95%	11,760円	8,640円	240,000円
	改定後	2.98%	12,900円	8,640円	240,000円
介護納付金 分	改定前	2.47%	11,760円	7,000円	170,000円
	改定後	2.58%	12,900円	7,000円	170,000円

